厚木市青少年健全育成団体等に対する補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第５号）に定めるもののほか、厚木市内の青少年健全育成団体等の連絡組織である各連絡協議会（以下「各連絡協議会」という。）に対し、運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（交付の対象）

第２条　補助金は、別表第１に定める各連絡協議会の運営及び事業の執行に要する経費に対し交付するものとする。

（補助額等）

第３条　補助金の額は、別表第２のとおりとする。

２　補助金は、事業完了前に全部又は一部を交付することができる。

附　則

この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

　附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

　附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金交付団体名 | 補助金名 |
| 厚木市青少年健全育成会連絡協議会 | 厚木市青少年健全育成会連絡協議会補助金 |
| 厚木市青少年指導員連絡協議会 | 厚木市青少年指導員連絡協議会補助金 |
| 厚木市子ども会育成連絡協議会 | 厚木市子ども会育成連絡協議会補助金 |
| 厚木市ジュニアリーダーズクラブ連絡協議会 | 厚木市ジュニアリーダーズクラブ連絡協議会補助金 |

別表第２（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金交付団体名 | 補助金額 |
| 厚木市青少年健全育成会連絡協議会 | ３５０，０００円以下 |
| 厚木市青少年指導員連絡協議会 | ２４６，０００円以下 |
| 厚木市子ども会育成連絡協議会 | ９００，０００円以下 |
| 厚木市ジュニアリーダーズクラブ連絡協議会 | ２００，０００円以下 |